

農山漁村地域整備計画

令和8年3月9日

計画の名称

しまねの漁業をささえる基盤整備計画(離島)(第4期)

計画策定主体

島根県

対象市町村

隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村

計画の期間

令和7年度～令和11年度(5年間)

計画の目標

島根県においては、沿岸自営漁業が県全体の漁業就業者数の53%と、沿岸の漁業集落(漁村)を支える重要な産業の一つとなっているが、漁業従事者の減少や高齢化により、漁村の活力低下が懸念されるとともに、漁業活動や漁村の生活基盤を支える施設の老朽化も進んでいる。

このことから、沿岸自営漁業における新規就業者の確保と所得向上に資する基盤整備、漁村への定住につながる漁業集落排水施設などの環境整備、漁村における安全・安心な暮らしを守る海岸施設の整備・老朽化対策を推進する。

定量的指標

○加茂地区において臨港道路の整備を行うことで、漁業者等の移動時間が約5分短縮され、漁業活動の効率化が図れる。

○加茂地区において岸壁の整備を行うことで、漁業者のまき網漁船の給油に係る時間が約7分短縮され、漁業活動の効率化が図れる。

○津戸地区において外郭施設の整備(改良)を行い、越波等の被害が軽減されることにより、漁船の荒天時避難回数が減少する。(80回/年→50回/年)

○知夫地区において防波堤の整備を行うことで、港内の静穏度が向上することにより係留作業等の漁業活動の安全性の確保、効率化が図れる。(係留準備時間の短縮:40分→30分)

○中村地区において漁業集落排水施設整備を実施することで、当該地区における汚水処理人口普及率を100%に向上させ、快適な漁村環境の形成を図る。

○隠岐沿岸漁港海岸において、気候変動の影響による外力の長期変化を適切に推定し、その影響を整理することで、海岸保全基本計画の見直しに必要となる基礎資料を作成する。
(海岸保全基本計画の基礎資料作成:1地区)

対象事業

別紙のとおり

しまねの漁業をささえる基盤整備計画（離島）（第4期） 対象事業位置図

